

# 議 事 録

会議の名称	平成 29 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 4 回 定 例 会
開催日時	平成 29 年 4 月 28 日 (金) 午後 4 時 00 分
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 第 3 会 議 室
出席者	<p>【教育委員】 5 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨、藤野智誠</p> <p>【事務局】 7 名 教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 巽 友弘 生涯学習課長 藤居祐司 給食センター所長 本田康仁 図書館長 茶谷えりか 歴史文化博物館長 大友 暢 教育振興課係長 増居志穂</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 8 号 平成 29 年教育行政重点施策について</p> <p>日程第 2 議案第 9 号 愛 荘 町 文 化 財 保 存 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 の 一 部 改 正 について (諮問)</p> <p>日程第 3 議案第 10 号 愛 荘 町 文 化 財 保 存 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 の 一 部 を 改正する要綱について</p> <p>日程第 4 議案第 11 号 愛 荘 町 子 ども の た め の 教 育 に 関 す る 施 設 利 用 者 負 担 額 徴 収 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 について</p> <p>日程第 5 議案第 12 号 要 保 護 お よ び 準 要 保 護 児 童 生 徒 の 認 定 について</p> <p>日程第 6 承認第 7 号 区 域 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ いて</p>
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
植田教育委員長	<p>午後 4 時 00 分開会</p> <p>皆さんこんにちは。第 4 回定例会という事でご出席を頂き誠にありがとうございます。新年度が始まり 1 ヶ月が過ぎようとしております。10 日には校園の入園・入学式に出席していただき、子ども達も新しい年度を迎えて張り切っていることと思っております。各学校の取り組みも順調に滑り出してくれたようなので喜んでおります。また教育委員会事務局の各部署に置かれましても新たな取り組みを展開していただいていることを聞かせてもらっております。どうか今年度もよろしく申し上げます。また机</p>

<p>中村部長</p>	<p>上には学習指導要領の改定ということで教育長の方から資料を提出いただいておりますが、過日会議へ行かせてもらった時に 30 年度の実施に向けて移行期を含めて順序通りに上手くいくようにご配慮いただいているところですが、取りわけ、英語科につきましては時数増という事で小学校についてはそのあたりも見通しを持ちながら、教育委員会の方で取り組んでいかなければならないと思っておりますのでご配慮いただけますようお願いしたいと思います。本日はよろしくお願い致します。</p> <p>引き続きまして教育長お願い致します。</p>
<p>藤野教育長</p>	<p>はい。皆様ご苦労様です。報告等をさせていただきます。(以下、要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①入園式・入学式へのご臨席お礼および新学期の開始について</li> <li>②教職員、職員の休職について（中学校 1 名、図書館 1 名）</li> <li>③アレルギー対応食の誤食について</li> <li>④小中学生の事故、病気について</li> <li>⑤まちの多言語社会対応・共通語教育（英語）について（次期学習指導要領の改訂について）</li> <li>⑥町指定文化財について（旧郡役所、堅井の大宮の改修）</li> <li>⑦生涯学習課の職員の 1 名増員について（2024 年に滋賀県での国体開催に向けての準備担当等）</li> <li>⑧教育委員会と子育て包括支援センターの連携について（兼務職員 1 名）</li> <li>⑨要保護（生活保護）、準要保護児童生徒の認定について</li> </ul>
<p>中村部長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、議事の進行は委員長にお願いします。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>それでは、ただいまの出席委員は 5 名で定数に達しています。</p> <p>よって、平成 29 年 愛荘町教育委員会 第 4 回定例会は、成立いたしましたので開会致します。議事録署名については全員で行うということでよろしくお願い致します。それでは議題に入ります。日程第 1「議案 第 8 号 平成 29 年度 教育行政重点施策について」を議題といたしますので、事務局より説明をお願いします</p>
<p>中村部長</p>	<p style="text-align: center;">—議案第 8 号を説明—</p>
<p>植田委員長</p>	<p>ただいま「議案 第 8 号 平成 29 年度 教育行政重点施策について」の説明がありました。質問がありましたらよろしくお願い致します。</p>

八島委員	<p>26 ページにあるように、ハーティーセンターの年間利用者が年々減っています。目標値は7万人で変わっていないのですが、下降傾向がみられるので、そのあたりの対策を早急にしないと 31 年に今の倍以上になることは現時点からは無理だと思います。そのための施策は出来るだけ早い時期に考えた方がいいのではないですか。28、29 年に工事があり、それが利用者減少の理由ではあるけれど、それを減るものを見込んである程度の目標値を実現可能な所に変えるか、それなりの施策・費用も含めて考えた方がいいのではないのでしょうか。</p>
藤居課長	<p>おっしゃっていただいた様に、数値目標は、ハーティーセンターを愛荘町の文化の拠点施設として年間でこのぐらいの利用があれば充実した文化施設になるであろうということで設定させていただいております。しかしながら、28 年度は全館 10 月以降、空調の改修工事で使用できなかったという点があり、29 年度も大ホールおよび中ホールの照明・音響耐震強化工事をおこなうということで、10 月以降大ホールと中ホールが使用できなくなることから、主な事業は繰り上げて上半期に実施するという状況です。恐らく数字は 28 年度よりも下がってくると予想されます。指定管理者である町文化協会が年間の充実したメニューを用意していただいておりますが、メニューによっては参加が少なかったり、文化協会の色々な事業で参加者が固定化しているという事もあるので、そういったところも文化協会と十分連携をとって一人でも多くの方々が文化に触れていただけるような魅力のあるメニューを考えていきたいと思っております。</p>
八島委員	<p>教育振興計画ができた時点で7万人と設定しているのが絵に描いたもちですよね。町議会などにも目標値として提出してあるわけですし、28、29 年度は工事等もあってそれはもうやむを得ないとしても、今のうち、出来るだけ上半期ぐらいには決めておいたらいかがでしょうか。</p>
藤居課長	<p>そうですね。数値目標というのが、総合計画の5年に1度見直しがあり、その際にこの数値設定をするわけです。毎年度の実績に合わせて数値目標を上げたり下げたりというのが出来ないというのが現実なんです。次回平成 30 年度の総合計画の見直しの際に、数値目標のあたりも現在の利用数あるいは今後の事業計画を合わせて目標を設定していきたいと思えます。</p>
八島委員	<p>5 年に 1 回と決められたのであればいいですが、目標値を二重にして教育委員会が管理していけばいいと思います。その時になっていくらしよう</p>

	と考えずに今から不可能であれば皆が頑張れる所に変えておいたらいかがですか。
藤野教育長	はい、分かりました。
植田委員長	よろしいでしょうか。他ご質問等ございませんか。
八島委員	けんこうプールはどこが管轄するのですか。
中村部長	健康づくりの視点での施設ということで、予算も地域福祉課の方が所管しております。ご承知の通り、改修工事に入りますのでプールの方も休館になります。
植田委員長	他はよろしいでしょうか。 予算の数値を入れてもらった中で若干数値が減っている部分がありますね。査定でそうなったということですか。
中村部長	ありました。全体の中で該当部分が前回上程時と数字が変わっている部分がございます。
植田委員長	適正値になったという事ですね。
中村部長	はい。そういうことです。
植田委員長	よろしいでしょうか。 それでは、前回も説明いただいておりますので追加されたところの部分と変更になった部分ということです。 他質疑が無いようでしたら採決に移ってもよろしいでしょうか。
各委員	はい。
植田委員長	それでは、議案第8号の採決をいたします。 本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし
植田委員長	それでは異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

大友館長	<p>続いて日程第 2「議案第 9 号 愛荘町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について（諮問）」日程第 3「議案第 10 号 愛荘町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」、これらについて関連する議案ですので、一括上程といたします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—議案第 9 号・議案第 10 号を説明—</p>
植田委員長	<p>ただいま「議案第 9 号 愛荘町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について（諮問）」と「議案第 10 号 愛荘町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」の説明がありました。</p> <p>まず、「議案第 9 号 愛荘町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について（諮問）」について、ご質問ございませんか。</p>
八島委員	<p>上限を外すというのは無理なのでしょうか。説明の中で、そういう所もあるとおっしゃったので、外していただければ地元としてもうれしいのですが。</p>
藤野教育長	<p>なかなか難しいですね。教育委員会から文化財保護審議会に諮問し、上限の 800 万円が妥当かどうかというのは審議会の方で考えてくださいます。教育委員の中からそういう意見があったことはお伝えしておきます。</p>
八島委員	<p>是非お願いします。</p>
藤野教育長	<p>町の指定文化財であるため、椴皮葺での改修を計画していただくこととなります。負担を軽くするために、この補助金の額をもう少し上げるのはどうかということになり、町長部局と相談して 800 万円まで上げようというのが今の案です。</p>
八島委員	<p>はい、よろしくお願いします。また蚊野の軽野神社の方も出てくるということになりますね。蚊野の軽野神社の方は銅板葺なので長持ちはするのですか。</p>
大友館長	<p>椴皮葺ですとだいたい 30 年、もって 40 年というところです。ですから国や県の文化財に関しては、できるだけ 40 年に延ばして修理するという形になっています。銅板葺になってきますと 40～50 年です。</p>
植田委員長	<p>そういうことも見通しながら、上限というのを決めていかないといけませ</p>

	<p>んね。先ほどの教育長の話では、町長部局で内諾もいただいているということで、これを諮問するという事です。他に質問等はございますか。</p>
各委員	なし
植田委員長	<p>それでは質疑が無いようですのでこれより議案第9号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし
植田委員長	<p>それでは、なしと認めます。 よって議案第9号は原案どおり可決されました。続いて、「議案第10号 愛荘町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」、ご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">—意見、質疑なし—</p>
植田委員長	<p>質疑が無いようですのでこれより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり可決する事に御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし
植田教育長	<p>それでは異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。</p>
藤野教育長	<p>補足ですが、文化財保護審議会のメンバーは、村田信夫さん、葛野常満さん、土井通弘さん、村長昭義さん、明珍健二さんの5名になります。</p>
植田教育長	<p>続いて、日程第4「議案第11号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額徴収規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
中村部長	<p>—議案第11号を説明—</p>
植田委員長	<p>ただいま「議案第11号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額徴収規則の一部を改正する規則について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>
各委員	なし

植田委員長	よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですのでこれより議案第 11 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決する事に御異議ございませんか。
各委員	異議なし
植田委員長	<p>それでは、異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案どおり可決されました。</p> <p>続いて、日程第 5「議案第 12 号要保護および準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。</p> <p>議題に入る前に、この議案第 12 号と、続いての承認第 7 号「区域外就学の専決処分につき承認を認めることについて」は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっております。この 2 つの議案については公開しないこととしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
植田委員長	<p>それでは、異議なしと認めます。よって議案第 12 号および承認第 7 号は非公開といたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p><u>●上記の決定により、「議案第 12 号要保護および準要保護児童生徒の認定について」および「承認第 7 号 区域外就学の専決処分につき承認を認めることについて」は非公開とする。</u></p> <p>以上で、平成 29 年第 4 回定例会の案件は、すべて終了しました。</p> <p>午後 5 時 06 分 閉会</p>